

事業評価シート

担当課・室長：鳥獣保護業務室長

事業名	鳥獣保護の推進
上位施策名	自然環境保全と自然とのふれあいの推進
1 事業の概要	<p>野生生物に対する理解と関心を深め、保護思想を広く喚起するための普及啓発事業を実施する。</p> <p>鳥獣保護法に基づき、野生鳥獣の保護管理上特に重要な地域として設定した国設鳥獣保護区において、その管理に必要な管理員を配置するとともに、施設の整備、保全活用推進調査、新規設定調査等を実施する。</p> <p>国設鳥獣保護区ごとの鳥獣の生息状況や地域環境特性等に応じた科学的・計画的な保護管理を行うためのマスタープランを策定する。</p> <p>特定の個体群を科学的・計画的に保護管理するため、特定鳥獣保護管理計画の策定状況等のデータ収集、保護管理マニュアルの策定、地方公共団体が行う保護管理対策事業に必要な経費の助成等を実施する。</p> <p>野生鳥獣の移動経路「緑の回廊」を確保することにより、地域個体群の保全等を図るため、林野庁と連携してモデル的に調査等を行い、その成果を活かして、全国的な野生動物生息地ネットワークの保全整備を展開していくための技術的手法を開発する。</p>
2 進捗状況	<p>環境省と開催県等の共催により、各都道府県の持ち回りで毎年度「全国野鳥保護のつどい」(愛鳥週間中)を実施しているとともに、全国の小・中学校等が主体的に取り組んでいる野生生物保護活動の実績を発表する場としての全国野生生物保護実績発表大会を実施している。</p> <p>全国約 150 箇所の定点を設け、その区域に生息する鳥獣の種類、数、生息環境等について調査している。</p> <p>国設鳥獣保護区の管理強化のため以下を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 巡視を行う管理員を主な鳥獣保護区に配置(12年度から実施) ・ 制札、木標、案内板を整備(12年度から実施) ・ 鳥獣保護区の新規設定調査を、宮島沼(北海道)で実施(13年度予定) ・ 藤前干潟(愛知県)において、保全活用推進調査を実施(13年度予定) <p>小湊(青森県)、三貫島(岩手県)において、国設鳥獣保護区の保護管理マスタープラン策定(いずれも12年度)</p> <p>特定鳥獣保護管理計画は、シカ・カモシカ等を対象に18道府県において策定済み(13年4月現在)。13年度、18道府県において策定予定。また、14年度以降も逐次、策定が予定されている。</p> <p>特定鳥獣(カモシカ・ニホンジカ・ニホンザル・クマ)の保護管理計画技術マニュアルを策定した。また、イノシシについては策定中。</p> <p>野生動物生息地ネットワークの整備については、12年度に検討会を開催し、ツキノワグマを対象に東北地区をモデルとした現地調査を実施。13年度末には、その成果を、都道府県向けのマニュアルとして取りまとめる予定。</p>

<p>3 評価</p>	<p>老若男女を問わず、また、家庭、学校、社会等の場において野生生物保護についての認識と目的を正しく理解することが、野生生物の保護を図る上で不可欠であることから、引き続き普及啓発事業を実施していく必要性は高い。</p> <p>野生鳥獣の分布及びその生息環境の状況についての情報は、野生鳥獣の保護対策を講じる上での基本的・基礎的な情報であるが、現時点では十分とはいえないのが実情であり、その保護対策の充実を図るため継続して調査することが重要である。</p> <p>国設鳥獣保護区における野生鳥獣の生息環境の保全の実を挙げるためには、そのきめ細かな管理を行っていく必要があることから、管理員の配置や施設整備による管理体制の充実と有効な保全管理に関する調査の必要性は高い。また、地域の実情に応じたきめ細かな管理を統一的な方針の下で継続的に実施するためには、マスタープランの策定が必要。</p> <p>野生鳥獣の保護管理上特に重要な地域については、今後とも国設鳥獣保護区として指定し、その保全を図ることが必要であることから、その新規設定の適否を判断するための調査は不可欠である。</p> <p>平成11年の鳥獣保護法の改正により、新たに制度化された特定鳥獣保護管理計画は、シカやサル等地域的に著しく増加した又は減少した個体群を対象に、個体数の管理、生息環境等の目標や方法を策定するもので、野生鳥獣の適正な保護管理を推進する上で有効な制度である。</p> <p>国においては、本計画を各都道府県において制定することに対する補助制度を設け、本計画に対する財政的支援等を行っているが、これは本計画を推進する上で重要な役割を果たしている。</p> <p>個体数の著しい増加又は減少により、農林水産業被害や生態系の著しい攪乱などの深刻化や地域個体群の消滅のおそれが生じている中で、野生鳥獣の保護管理と人間生活を両立させるためには、科学的・計画的な観点で事業を行うことが必要。この点で、平成11年の鳥獣保護法の改正により新たに制度化された特定鳥獣保護管理計画による管理は有効な手法である。</p> <p>野生鳥獣管理の中核となる地方公共団体職員等を対象に現地講習会を開催し、鳥獣の生態に応じた効率的な鳥獣管理技術を習得させることは、科学的・計画的な管理を着実にを行い、その実効を上げる上で不可欠である。</p> <p>野生動物生息地ネットワークの整備に関して、計画策定や調査手法等に関するマニュアルを取りまとめ、全国的に応用可能なマニュアルを策定することにより、事業の全国的・効率的実施が可能となると期待される。</p>
<p>4 予算事項名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護推進費 ・ 国設鳥獣保護区の保護管理マスタープラン策定事業費 ・ 国設鳥獣保護区管理強化費 ・ 野生鳥獣管理技術者育成事業費 ・ 野生鳥獣保護管理基盤整備費 ・ 野生動物生息地ネットワーク整備モデル事業 ・ 特定地域野生鳥獣保護管理マニュアル策定費 ・ 特定鳥獣等保護管理対策費補助
<p>5 対応副施策等</p>	<p>なし</p>